

アーバンスポーツ施設整備事業補助金 制度概要

名古屋市
令和8年6月

目次

1	補助金の目的	P 1
2	事業の概要	P 1
3	補助対象者	P 2
4	補助対象事業	P 2
5	補助対象経費	P 2
6	事業の主な流れ	P 3
7	補助金の額	P 4
8	問い合わせ先	P 4

1 補助金の目的

この補助金は、本市に主たる活動拠点を有する団体が本市内で実施するアーバンスポーツ（※）施設の整備に要する経費を補助することにより、市民がアーバンスポーツに一層親しむことのできる環境を創出し、スポーツによる地域の活性化や都市ブランドの向上を図ることを目的としています。

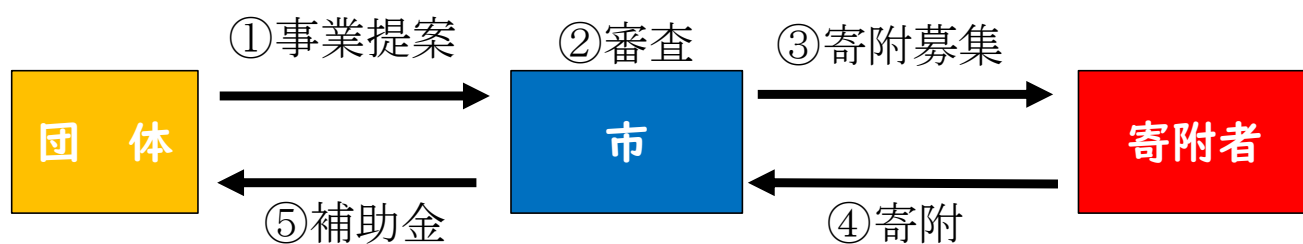
※ アーバンスポーツ…スケートボード、BMX、3x3、ボルダリング（スポーツクライミング）、パルクール、ブレイキンなどの都市空間の特性を活用し、又はこれを模した施設において実施されるスポーツであって、一定のルール又は評価基準の下で技能の発揮を伴うスポーツ。

2 事業の概要

市は、団体から申請のあったアーバンスポーツ施設整備事業を審査し、補助対象事業として認定した事業について、ふるさと納税（※）等により寄附を募り、集まった寄附を財源として当該申請団体に対し、補助金を交付します。

※ ふるさと納税…地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の12の2に規定する寄附金。

【事業のイメージ】



○補助額は、集まった寄附額により変動します。定額の補助金が保証されるものではありません。

○認定を受けた事業は、目標どおりに寄附が集まらなかった場合でも、事業規模の変更や自己資金の調達等により、必ず実施していただく必要があります。自己資金等をしっかりと見込んだ収支計画を立てたうえで、補助金の活用をご検討ください。

3 補助対象者

次の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- ・市内に主たる活動拠点を有する団体
（規約、会則等を有し、代表者が明らかである団体）
- ・市税の滞納のない団体
- ・政治的、宗教的団体又はその関連組織等でない団体
- ・暴力団又はその関連組織等でない団体

4 補助対象事業

次の要件をすべて満たす事業が対象となります。

- ・市内で市民がアーバンスポーツに取り組むことのできる施設を新設する又は既存施設の機能を拡充する事業
- ・寄附金の目標額が100万円以上の事業
- ・営利を目的としない事業
（利用料等収入なし又は利用料等収入はあっても、当該収入がすべて施設の運営費や維持管理費に充当され、構成員に利益配分されない事業であれば可。）
- ・本市や他の自治体等から補助金を受けていない事業

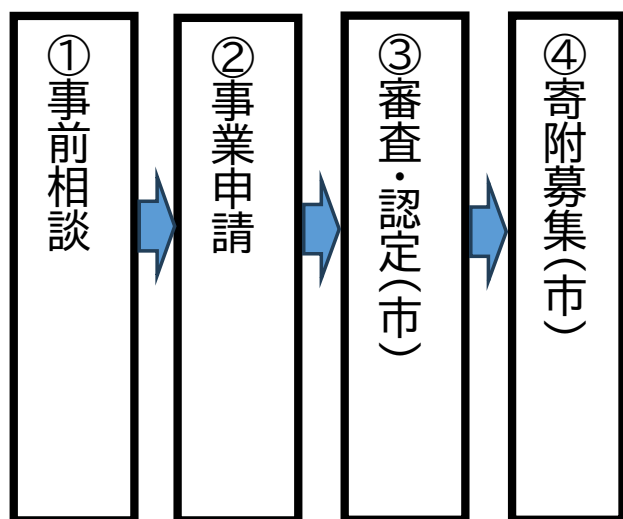
5 補助対象経費

補助対象事業の実施に係る初期経費のうち、次に掲げる経費が対象となります。

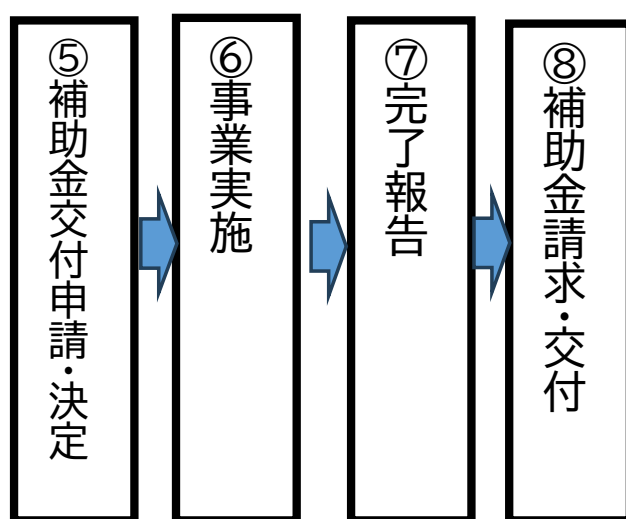
- ・不動産の取得に要する経費
- ・不動産の改修に要する経費
- ・整備工事に要する経費
- ・設備の導入に要する経費
- ・備品及び消耗品の購入に要する経費
- ・その他市長が必要と認める経費

6 事業の主な流れ

【1年目】



【2年目】

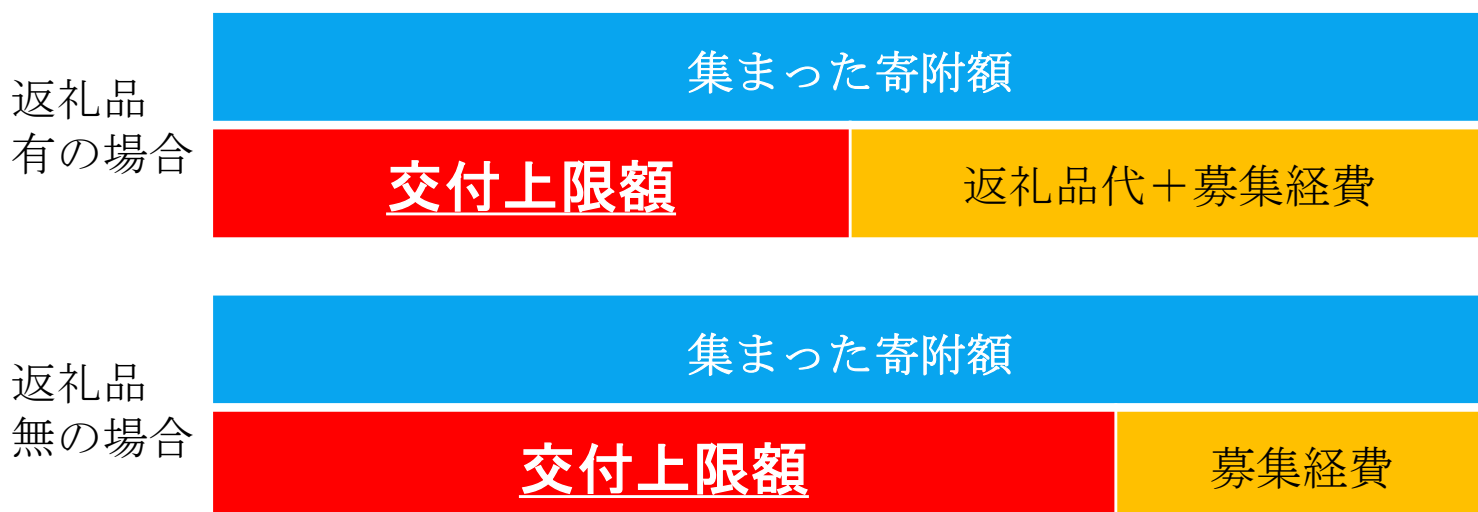


項目	内容
①事前相談	スポーツ戦略課へ事業内容について相談。 ※事業申請を希望する場合は、必ず申請前にご相談ください。
②事業申請	スポーツ戦略課へ申請書類を提出。
③審査・認定(市)	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員会を開催し、市による審査を実施。 審査後、認定の有無を申請者に通知。
④寄附募集(市)	認定事業について、ふるさと納税等により、市で寄附募集。
⑤補助金交付申請・決定	<ul style="list-style-type: none"> 市から補助金の交付上限額を通知。 団体は、交付申請書を市へ提出し、決定を受ける。
⑥事業実施	事業を実施
⑦完了報告	<ul style="list-style-type: none"> 事業の完了報告を提出。 完了報告後、市による検査確認を実施。
⑧補助金請求・交付	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の請求書を市に提出し、交付を受ける。 ※必要があると認めるときは、概算払により補助金の交付を受けることができます。

7 補助金の額

補助金の額は、集まった寄附額から返礼品代（返礼品有の場合）や募集に要した経費（ポータルサイト掲載料、決済手数料、寄附受領書発行経費等）を控除した額を交付上限とします。

【補助金の考え方】



【返礼品について】

補助金の原資となる寄附を集める際に、返礼品を設定することができます。（任意）

返礼品を検討している場合は、事前相談の際にご相談ください。

（総務省の地場産品基準を満たしているなど一定の要件があります。）

なお、お礼の手紙など金銭的価値を有する物品や役務の提供を含まないものについては、記念品として提供可能な場合がありますので、併せて事前相談の際にご相談ください。

8 問い合わせ先

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ戦略課

電話：052-972-3294

FAX：052-972-4417

Mail：a3294@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp